

## 設備導入を補助金で賢く！ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

### 目次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）..... | 1 |
| ■ 2. 制度の概要.....                 | 2 |
| ■ 3. 対象者.....                   | 2 |
| ■ 4. 補助内容.....                  | 3 |
| 4－1. （Ⅲ）設備単位型.....              | 3 |
| 4－2. （Ⅳ）エネルギー需要最適化型.....        | 4 |
| ■ 5. 申請～受給までのステップとポイント.....     | 6 |
| ■ 6. 最後に.....                   | 7 |

## 設備導入を補助金で賢く！ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 のご紹介

### ■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT 補助など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

## 補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

### < 代表的な補助金 >

- ・ものづくり補助金
- ・IT 導入補助金
- ・持続化補助金など

### < 主な管轄 >

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

### < 知っておきたい補助金の 6 つのポイント >

1. 業種や業態に関わらず さまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は 補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには 審査で採択 される必要があります
4. 補助金は 事業実施後の交付 となります
5. 補助金は 返済不要 です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

## ■ 2. 制度の概要

「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」とは、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）が執行する「省エネ・非化石転換補助金」の一部として位置づけられている補助金です。2025 年版の「省エネ・非化石転換補助金」は、令和 6 年度の補正予算に基づいて実施され、省エネルギーの推進を目的に、工場・事業場全体と設備単位の両面から、エネルギーコスト削減につながるような設備の運用改善、費用対効果が高い高効率な設備への更新など、省エネルギー対策を支援します。

| 「省エネ・非化石転換補助金」の構成                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 省エネルギー投資促進・<br>需要構造転換支援事業費補助金                                                                                                                                                                                                                                                                     | 省エネルギー投資促進支援事業費<br>補助金                                                                                                                                                                                     |
| <p>●目的：工場・事業場全体の省エネ</p> <p>●事業区分：</p> <p>（Ⅰ）工場・事業場型</p> <p>(a) SII が予め採択した先進設備・システムへ更新等する事業</p> <p>(b) 設計が伴うオーダーメイド型設備へ更新等する事業</p> <p>(c) 指定設備へ更新等する事業</p> <p>（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型</p> <p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う省エネ効果が高い高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業</p> <p>（Ⅳ）エネルギー需要最適化型</p> <p>エネルギー管理システム（EMS）による見える化・運用改善を行う事業</p> | <p>●目的：設備単位の省エネ</p> <p>●事業区分：</p> <p>（Ⅲ）設備単位型</p> <p>SII が補助対象設備として登録および公表した省エネ効果が高い高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業</p> <p>（Ⅳ）エネルギー需要最適化型</p> <p>エネルギー管理システム（EMS）による見える化・運用改善を行う事業</p> <p>※（Ⅲ）設備単位型と組み合わせる場合のみ申請可</p> |

令和 5 年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」では、設備単位型だけでも全国で 2,000 件以上の採択実績があり（[「令和 5 年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業交付決定 新規採択事業について」外部リンク](#)）、省エネルギー化の第一歩として多くの企業に活用されています。

本リポートでは、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の内容を中心に紹介します。

## ■ 3. 対象者

国内で事業活動を営む、次の事業者が対象です。

### 【中小企業者等】

中小企業者、中小企業団体等、個人事業主（青色申告者に限る）、その他中小企業等（社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、中小企業団体等以外の協同組合等）

### 【大企業】

会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「中小企業者」、「みなし大企業」に該当しない法人

※大企業の申請にあたっては、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 一省エネ法の事業者クラス分け評価制度で「S クラス」に該当する事業者
- 一省エネ法の事業者クラス分け評価制度で「A クラス」に該当する事業者
- 一中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された 2030 年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者（ベンチマーク対象業種については公募要領でご確認ください）

### 【その他】

みなし大企業、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が 300 人超えの法人

### <主な要件>

- ・年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500k1 以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づき中長期計画書及び定期報告書を提出していること
- ・成果報告時に、事業区分毎に定める期間において、補助対象設備のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること
- ・省エネ法特定事業者等は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和 7 年度公表分の開示シートを公表すること など

## ■ 4. 補助内容

### 4-1. (Ⅲ) 設備単位型

(Ⅲ) 設備単位型は、SII が定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表した設備の導入を支援します。原油換算ベースで、次のいずれかの省エネルギー効果の要件を満たす事業が対象です。

- ・省エネ率：10%以上
- ・省エネ量：1k1 以上
- ・経費当たり計画省エネルギー量：1k1／千万円以上

省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、上記の要件に加えて、エネルギーの合理化に関する中長期計画を SII が指定するフォーマットで作成する必要があります。

### ＜指定設備＞

SII が予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表されている指定設備は、次のとおりです。

|                     |                  |        |
|---------------------|------------------|--------|
| <b>ユーティリティ設備</b>    |                  |        |
| ①高効率空調（産業・業務用エアコン等） | ②産業ヒートポンプ        |        |
| ③業務用給湯器             | ④高性能ボイラ          |        |
| ⑤高効率コージェネレーション      | ⑥低炭素工業炉          |        |
| ⑦変圧器                | ⑧冷凍冷蔵設備          |        |
| ⑨産業用モータ             | ⑩制御機能付き LED 照明器具 |        |
| <b>生産設備</b>         |                  |        |
| ⑪工作機械               | ⑫プラスチック加工機械      | ⑬プレス機械 |
| ⑭印刷機械               | ⑮ダイカストマシン        |        |

上記①～⑮に該当しない「その他 SII が認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となります。

### ＜補助対象経費＞

設計費

### ＜補助率＞

3 分の 1 以内

### ＜補助額＞

上限額 1 億円、下限額 30 万円（事業全体）

## 4－2．（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型は、SII に採択されたエネマネ事業者と登録された EMS 機器（エネルギーマネジメントシステム）を用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、エネルギー需要の最適化を図る事業で、（Ⅲ）設備単位型と組み合わせた場合のみ補助対象となります。（Ⅳ）エネルギー需要最適化型を単独で申請する場合は、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」での申請となります。

### ＜補助対象設備＞

SII が指定した「EMS のシステム要件」を満たし、あらかじめ SII の確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものが対象です。対象となる EMS は、機能により、次の 5 種類に分類されています。

| 名称        | 機能                                                                                             |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見える化型 EMS | 【伴走型】エネルギー使用量の計測・見える化機能を有した EMS。エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。<br>※エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること。 |
|           | 【高機能型】エネルギー使用量を計測し、分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気づきやアドバイスを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できる EMS。          |
| 制御型 EMS   | エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンターシステムを有した EMS。<br>※エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること。           |
| 高度型 EMS   | 【オートチューニング型】AI で実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有する EMS。                                              |
|           | 【モデル予測制御型】モデル予測制御により最適化された運転を実現する EMS。                                                         |

### ＜申請要件＞

- ・省エネルギー率 2%改善を目安とする、EMS 機器を活用した省エネ計画を作成すること（策定する計画期間は 2 年間）
- ・EMS 機器を活用した省エネ計画による改善の成果を報告し、補助事業者のホームページにおいて公表すること

### ＜補助対象経費＞

設計費、設備費、工事費

### ＜補助率＞

- ・中小企業者等：2 分の 1 以内、
- ・大企業、その他：3 分の 1 以内

### ＜補助額＞

上限額 1 億円、下限額 30 万円（事業全体）

## ■ 5. 申請～受給までのステップとポイント



### <複数年度事業について>

単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請複数年度事業として申請することができます。複数年度事業の場合、申請～受給までのステップは一部異なります。

### ＜審査のポイント＞

採択にあたっては、申請事業が評価項目により審査され、予算の範囲でスコア上位から選定されます。主な評価項目は、次のとおりです。

- ・計画省エネルギー量
- ・計画省エネルギー率
- ・経費当たり計画省エネルギー量（補助対象経費 1,000 万円当たりの計画省エネルギー量）
- ・EMS を活用した省エネ取り組み（中長期計画 等）

上記について、省エネ計画を作成する際にバランス良く高めることが重要です。

### ＜公募スケジュール＞

本補助金は、複数回の公募が予定されています。

~~【1次公募】2025年3月31日（月）から4月28日（月）17時必着 公募終了~~

【2次公募】2025年6月2日（月）から7月10日（木）17時必着

【3次公募】8月中旬から9月下旬（予定）

## ■ 6. 最後に

2025 年度版の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」は、設備単位での省エネ対策を幅広く支援する制度として、多くの事業者にとって活用価値の高い補助金です。指定された高性能設備の導入によって、エネルギーコストの削減と環境負荷の軽減を同時に実現できるため、今後の事業運営における競争力強化にもつながります。

とくに中小企業や個人事業主にとっては、省エネ対策の第一歩として導入しやすい「設備単位型」の活用が注目されており、昨年度も多くの採択実績がある点は見逃せません。補助金を有効に活用し、持続可能な事業経営につなげていきましょう。

### ＜参考＞

▼省エネルギー投資促進支援事業費補助金

<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/34business/>



<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は 2025 年 6 月 24 日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

➤補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>